

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第4回）
開催日時	平成27年1月29日（木）午前10時から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：横澤委員、長谷川委員、河野委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：都市整備部長、都市整備部都市計画課長、都市計画担当主査、市民部資産税課課長補佐 事務局：総務部総務法規課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主事
議題	個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）ほか
会議資料	1 個人情報の収集及び目的外利用について ほか
記録方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><b>議題1 個人情報の収集及び目的外利用について</b></p> <p>○会長： それでは議題1 個人情報の収集及び目的外利用について審議する。事務局の説明を求める。（担当課より説明）</p> <p>○会長： ただいまの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委員： 案内通知等が宛先不明で返戻となるのは、どの程度の割合か。</p> <p>○説明員： おおよそ2割程度である。</p> <p>○委員： 諮問書の「必要とする個人情報」として納税義務者の「氏名・住所」と「送付先氏名・住所」の2通り記載があるのは、それぞれが一致していない場合は両方が必要ということか。</p> <p>○説明員： そのとおりである。</p> <p>○委員：</p>	

一致しないのは、どのような場合か。

○説明員：

例えば、土地の所有者が住民票を移さずに、海外転出や老人福祉施設に入所等をした場合には、本人の住所と納税通知書送付先とが異なることになる。

○委員：

必要とする個人情報の件数は、どの程度か。

○説明員：

地区計画を定める区域の広さにもよるが、今年度の実績から、700～1,800 件を見込んでいる。

○委員：

今回の諮問は、今後予定する個人情報の目的外利用について、包括的に審議会の承認を得たい、という趣旨でよいか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

提供された個人情報は、事業終了後、速やかに廃棄するとの説明があったが、事業終了とは、都市計画決定までという理解でよいか。それ以降に用地買収等のために再度必要となることはないのか。

○説明員：

都市計画決定をもって事業終了と考えている。それ以降に用地買収等が発生したときのために個人情報の保管を続けることは、予定していない。

○委員：

必要がなくなった個人情報の廃棄は、どのように行うのか。

○説明員：

紙媒体についてはシュレッダーで破砕処理をし、廃棄する。CD-ROM 等の記録媒体は、物理的に破壊してから廃棄する。

○委員：

個人情報の漏えいに対するリスク対策は、どのように行っているのか。

○説明員：

庁内全体で職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施しており、都市計画課職員も参加をしている。また、業務のために収集した個人情報は、都市計画課長が管理責任者として適切に管理している。

○委員：

提供する個人情報を保有する市民部資産税課は、それらの情報をどのように収集して

いるのか。

○説明員：

納税義務者本人からの送付先変更届、納税管理人選任届等の提出により、送付先情報を取得している。

○委員：

情報の提供は、どのような方法を予定しているのか。

○説明員：

必要とする情報を資産税課がエクセルファイルの一覧にして庁内ネットワークを用いて都市計画課に提供する。都市計画課では、提供された情報を業務サーバに保管する。

○委員：

情報を保管するサーバは、庁内に設置されているのか。クラウド化はされているのか。

○説明員：

サーバは、庁内に設置されている。西東京市では、一部のサーバをデータセンターに設置している例はあるが、クラウド化はしていない。

○委員：

次回以降は、情報提供の流れを図にして説明してもらえれば、より理解しやすくなるのではないかと。

○事務局：

今後は、そのようにしたい。

○会長：

それでは、委員だけで審議をするので説明員は退席するように。  
(説明者退席)

○会長：

諮問事項については、公益上の必要性があるとして承認する、という結論でよいか。

○委員：

土地所有者等に必要な情報を提供するため、ということであれば公益上の必要性はあると考える。

委員：

今回の案件は、事業完了の都度、提供された情報を廃棄するという点に特徴がある。廃棄の回数が多くなると予想されることから、情報の廃棄を確実にを行うことを附帯意見としてはどうか。

各委員：

異議なし。

○会長：

それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員に確認のうえ決定することとしたい。

○各委員：  
異議なし。

## 議題 2 番号法に伴う条例改正の方向性について

○会長：  
次に議題 2 番号法に伴う条例改正の方向性について審議する。事務局の説明を求める。  
(事務局より説明)

○会長：  
事務局の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：  
東京都が条例案を議会に提出するのは、いつ頃になるのか。

○説明員：  
東京都は、平成 28 年 1 月の番号利用開始までに条例を制定しておけばよいため、遅ければ平成 27 年 12 月議会に提出することも考えられる。市区町村については、平成 27 年 10 月の個人番号附番までに条例を制定する必要がある。

○委員：  
都の条例案は、5 月頃には示されるのか。

○説明員：  
都では、現在、審議会の「中間のまとめ」のパブリックコメントを行っている段階で、条例案が示される時期は未定である。

○委員：  
他の市区町村も、東京都と同様に新条例を制定する方針なのか。

○説明員：  
先日の意見交換会では、大半の市区町村がその方向で進める予定のようである。

○委員：  
番号法と東京都個人情報保護条例の個人情報の定義は、「容易に照合することができ…」と「照合することができ…」としている点が相違しているとの記載があるが、両者はどのように異なるのか。

○説明員：  
詳細については、今後、確認の上で説明したい。

○委員：

東京都は、特定個人情報を「保有特定個人情報」、「特定個人情報」、「評価対象特定個人情報」の3つに分類する予定とのことだが、それぞれの違いは何か。

○説明員：

東京都の資料によれば、「保有特定個人情報」とは開示請求の対象となる個人番号を含む文書を指し、「評価対象特定個人情報」は特定個人情報保護評価の対象となる個人番号により連携している一連のファイルを指すようである。

○委員：

具体的な例で説明してほしい。

○説明員：

地方税の賦課事務を例にすると、「保有特定個人情報」は個人番号が記載された申告書等の文書を、「評価対象特定個人情報」は個人番号により紐付けされた税システム上のデータ、という区分になるのではないかと考えている。詳細については、今後、都の説明を受けた上で審議会に示したい。

○委員：

今の説明で、「保有特定個人情報」は個人番号の記載された文書そのものを、「評価対象特定個人情報」は個人番号を含むデータの総体を指す、と理解したが、そうすると、単なる「特定個人情報」は条例上、どのように用いられる概念なのか。

○説明員： 詳細は不明だが、概念として条例上定義されるだけで、実務上は用いられないことも考えられる。

○会長：

以上で本日の審議会は閉会とする。

以上